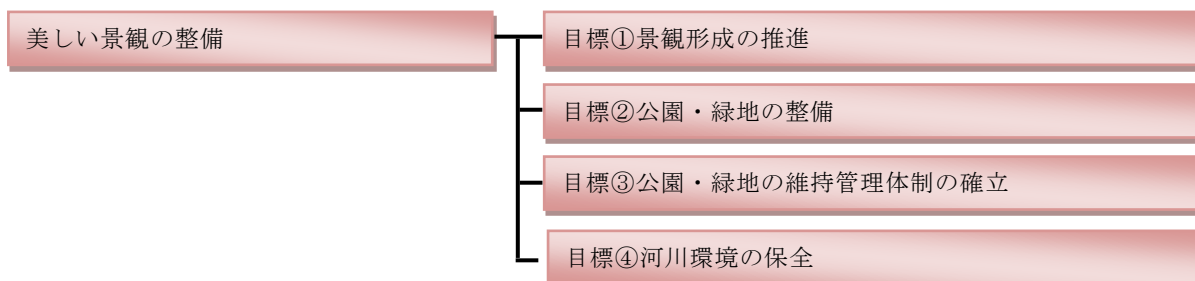


2. 安全で住みよいまちづくり

2-1 自然環境や景観を大切にすま

(1) 美しい景観の整備

【施策の体系】



①景観形成の推進

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎景観施策の周知【建設管理課】

平成25年10月の高鍋町景観計画策定、平成26年7月の「高鍋町景観条例」施行によりホームページ及びお知らせかなべ等で景観施策の周知を図ることで、良好な景観の維持を図った。

◎景観まちづくりの推進【建設管理課】

これまで実施してきた写真・絵画コンテスト、景観整備機構への活動支援を行うことで、景観への意識啓発に努めた。

◎魅力ある商店街のまちなみ景観維持・形成事業の展開【地域政策課】

城下町高鍋らしい魅力ある商店街のまちなみ景観の維持・形成を目的とし土地・建物の有効活用策に必要な専門家からの助言を含めるものとし令和2年度から実施。対象地区は立花商店街、本町一番商店街、中町名店街、中央とおり会の区域となり、令和2年度は2件実施、良好な商店街のまちなみ景観の形成を図った。

◎農地景観を保全する活動への支援【農業政策課】

地元農家が染ヶ岡地区の畑地約80haにキャベツの緑肥となるひまわりを植栽し、平成22年から令和元年までの10年間、ひまわりが開花する8月上旬に「きゃべつ畑のひまわり祭り」が開催された。ひまわりの植栽活動に対して町から種子代の補助を行うことで、農地景観を保全する活動の推進を図った。

▼官民一体となった景観づくり【建設管理課】

「高鍋町景観条例」の施行により施工業者等への周知は図れたものの、各景観施策で求めている官民一体となった景観づくり活動への意識啓発が不足しており、連携した取り組みが必要である。

▼魅力ある商店街のまちなみ景観維持・形成事業の継続【地域政策課】

対象地区の空き店舗等が相当数あり、景観に大きく影響を与えているので、高鍋商工会議所を始め民間事業者との連携を図りながら、今後の展開を進めていく必要がある。

▼農地景観を保全する活動への継続【農業政策課】

「きゃべつ畑のひまわり祭り」のイベントは令和元年の第10回目をもって終了となったが、ひまわりの植栽については町の夏の景観作物として今後も地元農家が作付け予定である。ひまわりの作付けを続けていくためにも、今後の種子代の補助について検討が必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 景観条例や景観計画に基づき良好な景観への規制・誘導を図ります。
- 町民や事業者に対して景観条例や景観計画の周知に努め、連携した取り組みを進めます。
- 町民が主体的に行う景観づくり活動を支援します。
- 城下町高鍋としての歴史的・文化的な景観の保全を図ります。
- 農地景観を保全する活動への支援を行います。

◆町民・事業者等としてできること

- 景観条例や景観計画に対する理解を深め、法的な規制や基準を理解し、良好な景観づくりに努めます。
- 景観づくり活動等への参加、協力を努めます。
- 景観作物をはじめ農地の有効な利用を図ります。

②公園・緑地の整備

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

▼舞鶴公園整備事業【建設管理課】

改訂した舞鶴公園整備基本計画及び策定した高鍋町公園施設長寿命化計画に基づき、社会資本整備総合交付金を活用して都市公園の整備に着手しているが、各年度による補助枠が限られており、当初の予定から舞鶴公園の整備が遅れている。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 舞鶴公園・美術館・図書館を中心としたゾーンを本町の芸術文化活動や観光の拠点と位置づけ、整備を進めていきます。
- 改定された「舞鶴公園整備基本計画」及び「公園施設長寿命化計画」に基づき、舞鶴公園の整備を進めます。改定された「舞鶴公園整備基本計画」に基づき、舞鶴公園の整備を進めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 公園整備の趣旨を理解し、整備に協力します。

③公園・緑地の維持管理体制の確立

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎公園施設長寿命化計画に基づく整備【建設管理課】

高鍋町公園施設長寿命化計画に基づき、町内の都市公園のうち高鍋総合運動公園、舞鶴公園及び小丸河畔運動公園の3公園の整備を進めている。現在、高鍋総合運動公園が完了し、次に舞鶴公園の設計業務に着手することになっている。最後に小丸河畔運動公園の整備を予定している。

◎公園の定期点検整備【建設管理課】

町内の各公園に設置している遊具等の点検を毎年実施し、老朽化や損傷の度合いにより施設の改修等を随時行った。

◎地域住民との協働による維持管理【建設管理課】

各地区の公園のうち9カ所の公園の維持管理について地区と協定を締結し、協働による維持管理を実施した。

◎舞鶴公園内の樹木診断【建設管理課】

植栽後かなりの年数の経過している公園内の桜と梅及びその他の大きな樹木について、枝折れや倒木による人的被害を未然に防ぐため、平成28年度に樹木医への診断を依頼し、樹木の状況を把握することができた。また、樹木診断の結果、倒木の危険があるものについては撤去を実施した。

▼公園遊具の新設・更新【建設管理課】

公園内遊具のほとんどが設置後かなりの年数が経過しており老朽化しているため、点検により使用できないと診断が出た施設は撤去のみを行っており、地域から要望のあがっている遊具の新設・更新について検討が必要である。

▼地域住民との協働による管理【建設管理課】

高齢化により地域での維持管理が出来なくなる公園もあり、新たな施策対応が必要である。

▼樹木の更新【建設管理課】

各公園に植栽されている樹木について、定期的に生育状況を確認し、倒木等のおそれのある樹木について伐採を行いながら、新たに植栽を行っていくなど樹木の更新を行う必要がある。倒木の恐れのある桜については随時、植替えを行っているが、今後は地形や地質に適した樹木の植栽の検討や、必要に応じて間引きの実施等を行うことも必要となる。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 町が管理する公園について、計画的に維持管理を行います。
- 地域住民との協働による維持管理を推進します。

◆町民・事業者等としてできること

- 公園の管理運営活動に協力・参加します。
- 公園の適正な利用に努めます。
- 遊具等の破損状況について情報を提供します。

④河川環境の保全

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎水質状況の把握【町民生活課】

小丸川水系の水質状況を把握するため、年2回、19カ所の河川水の水質検査を実施し、水質に問題ないことを確認した。

◎河川流域の行政機関との連携【町民生活課】

国、県及び流域に位置する自治体で構成される小丸川水系水質汚濁防止対策連絡協議会に参加し、水質保全活動を進めることができた。

◎水質汚濁の防止【町民生活課】

事業所による小規模な油流出が数回発生したが、関係機関と連携し迅速に処理を行うことで水質汚濁を防止した。

また、食廃油が生活雑排水として河川を含む公共用水域へ流入すると水質汚濁につながること

から、環境広報やお知らせのかなべ等にて周知を行い、町内4カ所での拠点回収・再利用を推進した。

◎下水道への接続の向上【上下水道課】

下水道の水洗化率（接続率）は、平成29年度において83.8%であったものが、平成30年度84.4%、令和元年度85.2%と年々向上しており、居住環境の向上及び公共用水域の水質保全が図られた。

◎合併処理浄化槽への転換【上下水道課】

下水道認可区域外については、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を推進した。合併処理浄化槽設置工事費に対し補助を行うことで設置者の経済的負担を軽減し、河川などの公共用水域の水質保全を図った。

▼油流出等の処理【町民生活課】

油流出等は河川の水質汚濁に影響が大きいと見られ、早急な対応と原因究明のため今後も各関係機関との連携が必要である。

▼生活排水の適正処理【町民生活課】

洗剤や食用油（廃油）等の河川を含む公共用水域への流入を抑制するよう、引き続き環境学習の推進を図る必要がある。

▼下水道未接続世帯に対する接続の推進【上下水道課】

下水道の整備完了区域内において、令和元年度末現在、14.8%の下水道未接続世帯があり、居住環境の向上及び公共用水域の水質保全を図る観点から、さらに接続に向けた取り組みが必要である。

▼合併処理浄化槽への転換の推進【上下水道課】

下水道認可区域外においては、水洗化に対する町民意識の啓発を図り、合併処理浄化槽への転換及び適正な排水処理の指導に取り組む必要がある。

（施策（目標）を達成するための役割分担）

◆町が取り組むこと

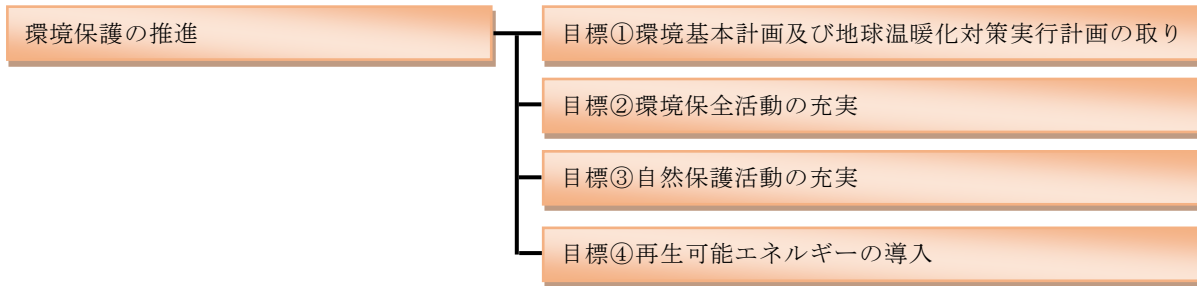
- 下水道認可区域内については、下水道への接続を推進していきます。
- 下水道認可区域外については、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を推進していきます。
- 河川等の公共用水域の水質状況を把握するため、定期的に水質検査を行います。
- 河川浄化に対する町民・事業者意識の啓発に努めます。
- 複数の市町村を流れる河川については、流域の行政機関や団体、事業者と連携し、河川愛護意識の啓発や水質検査などの取り組みを協働で進めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 下水道認可区域内については、下水道への接続を行い、生活排水の適切な処理に努めます。
- 下水道認可区域外については、合併処理浄化槽への転換を行い、生活排水の適切な処理に努めます。
- 生活排水による水質汚濁の現状を理解し、環境に配慮した排水を心がけます。

(2) 環境保護の推進

【施策の体系】



①環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画の取り組み

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎町施設に係る温室効果ガスの排出抑制への取り組み【町民生活課】

町の公共施設（27施設）における各種エネルギー使用量や温室効果ガス排出量を把握するとともに第3次高鍋町地球温暖化対策実行計画の目標値達成に向けた情報の共有を行い、温室効果ガスの排出抑制に向けたエネルギー使用量削減の取り組みを推進した。

◎地球温暖化対策に関する周知啓発【町民生活課】

町の事務事業におけるエネルギー使用量を把握・公表することで、職員への地球温暖化対策の周知と町民や事業者等への啓発を行った。

▼高鍋町環境基本計画の推進【町民生活課】

高鍋町環境基本計画に示された環境施策を確実に効果的に推進するため国や県、他の自治体等と連携しながら推進していく必要がある。

▼第4次高鍋町地球温暖化対策実行計画の遂行【町民生活課】

電気使用量に係るCO₂排出量の換算係数の変動（上昇）により、エネルギー使用量の削減が直接的に温室効果ガス総排出量の削減につながらず、更なる使用量削減を進めたとしても、数値目標の達成は困難な状況にある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 本町の環境保全に対する総合的な指針となる高鍋町環境基本計画の推進と周知を図ります。
- 第4次高鍋町地球温暖化対策実行計画に基づき、町の事務事業に係る温室効果ガス総排出量の削減に取り組みます。
- 環境問題に関する情報を収集・整理し、わかりやすい情報提供を行います。

◆町民・事業者等としてできること

- 高鍋町環境基本計画を理解し、身近なところから環境保全に取り組みます。
- 地球温暖化などの環境問題に対する認識を深め、日常生活の中で可能な取り組みを実践します。

②環境保全活動の充実

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎出前講座の開催【町民生活課】※再掲

地区や各種団体等に出向き出前講座を開催することで、住民に対して更なるごみの減量化と分別の重要性、リサイクル意識を啓発した。

◎学校における環境教育の実施【町民生活課・教育総務課】

環境教育の一部として、ごみ減量化ポスター作成を小学校に依頼し、子どものころから環境に関心を持つ機会づくりを行った。

また、東西小・中学校の授業において、各学年の成長段階に応じた環境教育を実施した。

◆小学校

学年	実施内容
1年生	○校内や学校周辺での自然観察、記録、体験活動 ○アサガオ等の植物栽培
2年生	○野菜の栽培、収穫
3年生	○高鍋湿原の環境や生き物についての調べ学習 ・高鍋湿原の見学
4年生	○社会科「ごみの処理と利用」との関連学習 ・西都児湯クリーンセンター見学 ○総合的な学習の時間 ・蚊口の浜の清掃活動（アカウミガメの保護）
5年生	○社会科「わたしたちの生活と環境」 ・森林の役割、環境問題、自然災害についての学習 ○総合的な学習の時間 ・米作り（田植え、稲刈り体験）
6年生	○社会科「世界の未来と日本の役割」 ・地球温暖化、熱帯雨林の減少についての学習 ・地球環境悪化を防ぐための世界の取り組みについての学習

◆中学校

「環境の保全に貢献し、未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養う」と定められている学習指導要領に基づき、社会科、理科、保健体育科、技術家庭科、道徳の各教科において環境問題、エネルギー問題、地球温暖化問題などの環境教育を推進した。また、西中学校では、県の補助金である令和元年度地域に貢献できる環境教育推進事業を活用し、西都児湯クリーンセンターの施設見学を通して環境問題に対する関心を高め、プラスチック廃材を使ったキーホルダー作りを通して、リサイクルの意識を高めた。また、総合的な学習の時間を利用して1年生による蚊口浜美化活動を行った。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 保育園・幼稚園・小中学校における環境学習を推進します。
- 子どもたちの自主的な環境学習活動を支援します。
- 環境に関する出前講座を充実させ、環境学習の機会を提供します。
- 広報紙や町ホームページなどの様々な媒体を用いて環境情報を提供します。
- 町民や事業者、NPO団体等と連携し、環境フォーラムなどのイベントの開催や環境保全への啓発に努めます。
- 町民や事業者、NPO団体等の自主的な環境保全活動を積極的に支援します。

◆町民・事業者等としてできること

- 地域の身近な環境問題に関する勉強会など、環境学習に積極的に参加します。
- 出前講座や環境保全アドバイザー制度などを活用し、環境への理解を深め、環境問題について学びます。
- 環境フォーラムなどのイベントや環境保全活動に参加するよう努めます。

③自然保護活動の充実

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎高鍋湿原の保全【社会教育課】

社会教育課施設環境整備嘱託員2人を雇用し、高鍋湿原ボランティアの協力・指導の下で、草刈りや竹切り等の作業を行うことにより良好に保全した。また、湿原ガイド養成講座を開園期間中に毎月開催し、新規ガイドの養成や高鍋湿原ボランティアガイドによる案内等を通して自然保護の大切さを啓発した。

◎アカウミガメの保護【社会教育課】

宮崎県野生動植物保護監視員及びアカウミガメ保護ボランティアにより、上陸頭数と産卵状況の調査が行われた。また、多くの子ガメを海に帰すことができるよう、卵の保護及び産卵地の保護と海岸の環境維持に努めることでアカウミガメの保護を図った。

◎海岸漂着物の処理【町民生活課】

海岸に漂着物があった場合は、宮崎県海岸漂着物緊急情報連絡マニュアルに沿って海岸管理者である県の機関や国の機関と連携しながら適切に処理を進めた。

▼後継者の育成・確保【社会教育課】

高鍋湿原やアカウミガメの保護活動は、ボランティアの協力のもと良好な状態で保護されてきているが、今後も高鍋町の貴重な自然資源として保護・継承していくためには、自然保護の大切さを啓発していくとともに、幅広い世代から後継者を確保し、育成を図っていくことが必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 学校や地域の活動における自然環境教育・学習の充実に努めます。
- 国や県と一体となって、貴重な動植物の生息・生育地を保護し、自然とふれあうことができる場の整備や情報発信を進めます。
- 県指定天然記念物であるアカウミガメをはじめ、県のレッドデータブックに記載されているような、希少な動植物の保護・調査に努めます。
- 高鍋湿原やアカウミガメの保護活動に携わる人材育成を推進します。

◆町民・事業者等としてできること

- 生態系や野生動物との共生について学び、理解を深め、身近な地域の生物を大切にします。
- ペット（外来種）の野外への放出、外来魚の違法放流、国内の他地域から持ち込んだ野生動物の放出を行わないなど、在来生物へ配慮します。
- 地域の河川や海岸などの維持管理活動や保全活動へ積極的に参加します。

④再生可能エネルギーの導入

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎再生可能エネルギーの導入促進【町民生活課】

再生可能エネルギーに関するポスターの掲示やパンフレットの配布を行うなど情報提供や啓発を行った。

▼町民等への地球温暖化対策に関する啓発【町民生活課】

町全体で温室効果ガス排出量削減の取り組みを進めるために、家庭でもできる対策についての情報提供が必要である。

▼再生可能エネルギーに係る廃棄物対策【町民生活課】

今後寿命を迎えた太陽光パネルの廃棄が増加していくことが見込まれることから、関係機関とも協議を行いながら適正な処分について検討を進めていく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 太陽光発電などの再生可能エネルギーに関する情報提供を行います。
- 公共施設への太陽光発電設備の導入を推進します。

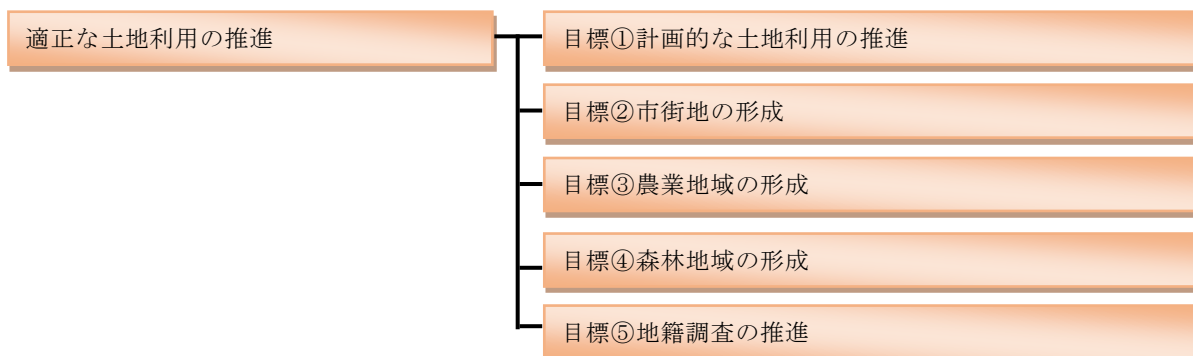
◆町民・事業者等としてできること

- 太陽光発電や電気自動車の導入等により低炭素社会の実現に協力します。

2-2 生活を支える基盤が整っているまち

(1) 適正な土地利用の推進

【施策の体系】



①計画的な土地利用の推進

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎適正な農地利用の推進【農業委員会】

農地法に基づく農地の利用関係の調整や転用許可審査、農地の利用状況調査等を実施し、農地の保全と有効利用ならびに遊休農地の一部解消を図った。

◎農地利用の最適化の推進【農業委員会】

担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進のため、平成29年から「農地利用最適化推進委員」が置かれ、農業委員と連携して取り組む体制が整備された。

◎適正な土地利用の確保【建設管理課】

土地取引に関する届出審査や無届指導等を行い、事業者等による無秩序な開発行為を抑制することで適正かつ合理的な土地利用と保全を図った。

▼制度の周知【建設管理課】

国土利用計画法に基づく届出制度がまだまだ周知されておらず、無届事案となるケースが多いため、届出制度の啓発を強化する必要がある。

▼所有者の所在の把握が難しい農地への対応【農業委員会】

相続登記が行われない農地や、所有者が転出等により、現住所及び生存等の情報収集が困難で、判明しても連絡が取れないといった問題が生じている。調査や施策に支障を及ぼす問題であり、今後も国のガイドラインに沿った対応方策に取り組む必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 町土の保全と秩序ある整備が図られるよう、土地利用関連法の適正運用を進めます。
- 所有者の所在の把握が難しい農地について、国のガイドラインに沿った対応方策に取り組みます。

◆町民・事業者等としてできること

- 土地利用の規制・誘導についての理解を深めます。
- 相続未登記農地の発生防止に努めます。

②市街地の形成

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎景観施策の周知【建設管理課】※再掲

平成25年10月の高鍋町景観計画策定、平成26年7月の「高鍋町景観条例」施行より、ホームページやお知らせかなべ等で景観施策の周知を行うことで、良好な景観の維持を図った。

◎公共交通機関の利便性向上による市街地活性化【地域政策課】

町内巡回バスの高鍋バスセンターへの乗り入れによる路線バスとの接続により、高齢者等の中心市街地への移動を促すとともに利便性の向上を図った。

▼都市計画道路網の見直し【建設管理課】

平成27年度に都市計画道路の未整備路線の調査を行い、都市計画道路の見直しに着手したところであるが、現在の社会情勢に合致していない上位計画の見直しを行う必要がある。

▼官民一体となった景観づくり【建設管理課】※再掲

「高鍋町景観条例」の施行により施工業者等への周知は図れたものの、各景観施策で求めている官民一体となった景観づくり活動への意識啓発が不足しており、連携した取り組みが必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 景観条例の適正な運用により、無秩序な建造物の抑制を図ります。
- 人口動態や産業の集積、交通体系等の地域や社会の情勢に適応した市街地の整備に取り組みます。

◆町民・事業者等としてできること

- 開発等を行う際は、関係法令を遵守するとともに周辺住民に十分な説明を行い、合意形成に努めます。

③農業地域の形成

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎遊休農地の解消【農業委員会】

農業委員及び農地利用最適化推進委員による町内全域の農地利用状況調査を農地相談員も同行して実施した。調査結果により、農地の利用調整を行うとともに、遊休農地の地権者に対して農地利用意向調査を実施し、遊休農地の解消を図った。

◎後継者確保対策【農業政策課】

経営開始直後の経営リスクが大きい時期に農業次世代人材投資資金の給付をすることで、新規就農者の計画的な営農に寄与することができた。また、県と連携し、現地で給付者の就農状況を把握することにより、農業を行う上での問題点の改善に取り組むことができた。

町単独事業である高鍋町親元就農支援事業、高鍋町新規就農者支援事業に取り組むことにより、Uターン後の就農しやすい環境、新規就農しやすい環境を作り、農業後継者の育成・確保を図った。

▼後継者確保対策【農業政策課】

今後、就農人口の減少が予測されることから、児湯農業協同組合、宮崎県立農業高等学校、高鍋農業高校等と連携し、農業後継者の確保に努める必要がある。

▼高鍋町が取り組む「人・農地プラン」等の参加【農業委員会】

担い手確保と農地利用集積・集約化を図るため、農地所有者等の意向把握を行い、農業委員と農地利用最適化推進委員等が必要な協力を行う。

▼農地利用の最適化【農業委員会】

農地中間管理事業を活用して、現在耕作されている農地を担い手につなぐ事により、農地利用の最適化を図る。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 農地の保全と遊休農地解消のため農業委員及び農地利用最適化推進委員等による現地調査等を実施し、適正な農地利用を推進します。
- 所有者の所在の把握が難しい農地について、国のガイドラインに沿った対応方策に取り組みます。
- 農用地区域の利用変更に伴う「農業振興地域整備計画」の見直しを行い、農地の保全と効率的な利用促進を図ります。
- 優良農地を維持・保全するため、国・県と連携し後継者確保対策に取り組みます。
- 農業後継者や新規就農者、移住希望者、新規参入法人等への支援を行います。

◆町民・事業者等としてできること

- 農地を無断で転用しません。
- 相続未登記農地の発生防止に努めます。
- 農地の農業以外への利用や開開発行為に関する規制・誘導についての理解を深め、農地の適正な利用に努めます。
- 新規就農者や移住希望者の受け入れに対し理解を深めます。

④森林地域の形成

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎森林地域整備計画の見直し【農業政策課】

整備計画の見直しを行いながら、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニングなど、長期的な視点に立った適正な森林管理に努めた。

◎森林経営管理制度推進事業【農業政策課】

森林環境譲与税を活用し、意向調査に向けて民有林の現況調査を委託した。
委託執行残については、基金に積立を行った。

◎海岸線の松林の保全【農業政策課】

松くい虫の被害拡大防止のため潮害防備保安林への薬剤散布・樹幹注入を実施することで、被害拡大の防止を図った。また、枯れ松の伐倒を行い景観の保全に努めた。

◎町有林の適切な管理【農業政策課】

町有林の下刈り等の作業を委託し、植栽した樹木が順調に生育するように適切な管理を行った。

▼森林経営管理制度の推進【農業政策課】

本町は、民有林面積が小さく森林環境譲与税の配分が少ないので、間伐等他の森林管理事業を行うための予算に余裕がない状況である。今後、基金を増やしていき森林経営管理制度の推進を図る必要がある。

▼潮害防備保安林の適切な管理【農業政策課】

これまで薬剤の樹幹注入や地上散布により松くい虫からの被害防止を図ってきたが、被害が収まったとは言えない状況であり、今後は、国や県など関係機関と共に、海岸防災林としてのあり方を含め、松林の計画的な防除に努めていく必要がある。また、枯れ松は倒木等の危険性があり、景観にも悪影響を与えるため、年次的に伐倒し景観等の保全に努める必要がある。

▼町有林等の適切な管理【農業政策課】

伐採適期を迎えた町有林や分収林について、森林関係機関と協議のうえ計画的に伐採を行っている。今後も伐採後の植栽や下刈りも含めた適切な管理を行っていく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 「森林地域整備計画」の見直しを随時行いながら適正な森林管理に努めます。
- 松食い虫の被害防止策等による潮害防備保安林の適切な管理に努めます。
- 景観に悪影響を及ぼす枯れ松の伐倒駆除を計画的に行います。
- 町有林等の適切な管理に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 森林機能の理解を深め、民有林の保全管理に努めます。

⑤地籍調査の推進

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎地籍調査（国土調査）の推進【農業政策課】

都市部官民境界基本調査が平成25年から平成27年にかけて国土交通省により実施され、都市部の一部について基礎調査が終了した。このことにより地籍調査の再開ができる環境が整いつつある。

▼地籍調査（国土調査）の推進【農業政策課】

地籍調査は、各筆の境界を確認し地積の確定をするもので、資産管理に大きく役立つものであるが、現在、町内の市街地部分の大半で地籍調査が終了しておらず、境界確認等紛争の原因ともなりかねない状況であり、未了地区の早急な地籍調査着手が必要となっている。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

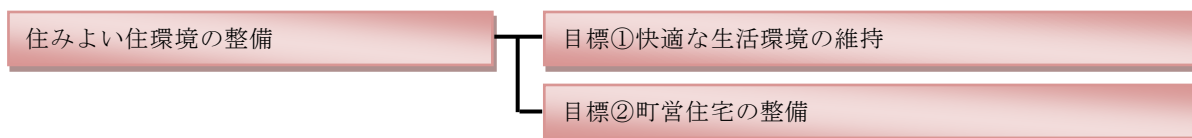
- 地籍調査（国土調査）未着手地域の調査に順次着手していきます。

◆町民・事業者等としてできること

- 地籍調査の実施に伴う境界立会や確認等に協力します。

(2) 住みよい住環境の整備

【施策の体系】



①快適な生活環境の維持

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎環境美化活動に対する支援【町民生活課】

多くの住民やボランティア団体が海岸、河川、道路等の清掃（ごみ拾い等）を行う際には、ごみ袋の提供とともに住民や実施団体の代表者に対して分別方法を指導した。必要に応じて、清掃現場に出向き、分別方法を直接指導した。

また、回収されたごみを適正に処分し環境美化活動を推進した。

◎空き地等の適正な管理【町民生活課】

適正管理の広報を行うとともに、雑草等が繁茂するなどして近隣より苦情があった空き地等については所有者に対し改善を依頼した。

◎不快害虫ヤンバルトサカヤスデ蔓延防止対策【町民生活課】

平成23年度の発生報告以降、現地調査・地区への駆除剤提供等を継続して行っている。日常的にパトロールや除草清掃等のまん延防止策を実施しているが、年々ヤスデ発生地区は増加傾向にあることから、発生地域外の住民の認識を深めるために、公民館長研修において発生地区の公民館長より現状報告をしていただいた。また、令和元年度には第9地区連協で開催された対策委員会に参加し、現状把握および対策について協議を行った。

◎ペットの適正な管理飼育についての啓発【町民生活課】

畜犬登録時や狂犬病予防注射実施時に保健所作成の文書を配布し、犬の適正な管理を行うよう啓発を行った。なお、令和2年度においてはコロナの影響により、例年5月に実施している狂犬病予防注射を延期し、10月末から11月にかけて実施した。

また、ペットの管理について苦情等の連絡がよせられた場合は状況を把握し、必要に応じて保健所と連携し、飼い主に対して適正な管理を行うよう指導した。

◎不適切な野外焼却の防止【町民生活課】

焼却不適物の野外焼却及び近隣の方への迷惑となる野外焼却については、生活環境の保全を第一に、発見時に速やかに指導を行うとともに、環境広報やお知らせかなべにより焼却の禁止を呼びかけた。

◎高鍋・木城衛生組合の適正な管理運営【町民生活課】

構成町である当町と木城町とで情報共有を図りながら、適正な管理運営の支援を行った。

◎町内の墓地の適正な管理【町民生活課】

少子化や核家族化等の影響もあり近年増加傾向にある墓じまいの相談・改葬申請手続きについて、管理組合等との連絡を密に行い適正に進めた。

◎空家等対策計画の策定及び条例の制定【建設管理課】

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の基本指針に即した対策をとるため、町の空家等対策計画を策定及び条例を制定した。

◎空き家バンクの開設及び空き家バンクリフォーム事業の実施【地域政策課】

「空き家バンク（空き店舗を含む）」を開設するとともに、登録物件の改修費用及び家財道具等撤去等費用の一部を補助することにより、空き家物件を有効活用し本町への移住・定住を促進した。

▼空き地の適正な管理【町民生活課】

適正に管理されず雑草等が繁茂した空き地については、近隣住民の生活環境への悪影響やごみの不法投棄を誘発する原因となりやすい。空き地を管理する責任を負わなければならない土地所有者に対し、適正な管理をしていただくよう環境広報等で適正な管理を呼びかけていく必要がある。

▼不害虫ヤンバルトサカヤスデ蔓延防止対策【町民生活課】

蔓延防止対策を進めているが、発生地域内の農地に対しては散布した駆除剤の残留のおそれがあるため駆除剤散布ができない。発生地域拡大の原因は、樹木、堆肥、土等の移動によるものと思われるが、移動前の消毒の徹底や移動の禁止が難しく完全な駆除は困難と考える。

また、発生地域外の住民の認識はまだまだ不十分であり、広報等による蔓延防止の啓発活動もさらに必要である。

これらのことに加えて、今後も駆除剤散布や環境整備を継続的に行っていく必要がある。

▼不適切な野外焼却の防止【町民生活課】

廃棄物の焼却については一部の例外を除いて禁止となっている。しかし一部の例外と規定されている廃棄物の焼却についても、場所・時間等の生活環境を第一に考えていただくよう町民に対する効果的な啓発を行う必要がある。

▼町内の墓地の適正な管理【町民生活課】

今後とも墓じまい等の相談が増加することが考えられるが、引き続き町内の墓地の状況を把握し、適正な管理を推進する。

▼空き家の適切な管理【建設管理課】

空き家の撤去や改修には多額の費用がかかるため、所有者の管理意識はあってもそのままの状況になっている空き家が多数存在している。空家等対策計画に基づき、所有者に適切な管理を促すような施策が必要である。

▼空き家の有効活用【地域政策課】

適正に管理されない空き家が周辺環境に深刻な影響を及ぼす懸念があることから、「空き家バンク」を設置し空き家等を転入者の住居や活動拠点として再生し定住人口や関係人口の増加を図るなど空き家の有効活用が必要である。また、空き家バンクでは登録物件及び居住希望者のニーズに合った物件を相当数確保することが必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 町民が快適に暮らせるまちを目指して、清潔で潤いのある環境づくりを行っていくための町民意識の啓発や町民総参加による環境美化運動を推進していきます。
- ペットの適正な管理飼育についての啓発を行います。
- 不法焼却に対して速やかな指導を行います。
- 空家等対策計画及び条例に基づき、空き家等対策を進めます。
- 将来的な需要の予測と多様化するニーズを考慮した新しい墓地の形態を検討します。

◆町民・事業者等としてできること

- 行政、地域、団体等が実施するクリーン作戦等の環境美化運動に積極的に参加します。
- 自己の管理する土地建物を適正に管理します。
- ペットを適切に管理飼育します。
- 環境に配慮した事業運営を行います。
- 自己の管理する墓地を無縁化しないよう適正な管理を行います。

②町営住宅の整備

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎中層耐火住宅の外壁改修事業【建設管理課】

老朽化の著しい中層耐火住宅の外壁改修等を年次的に実施してきており、平成30年度までに小丸団地及び石原団地が完了した。今後も年次的に他の団地を改修していく予定である。

▼多様な住民ニーズへの対応【建設管理課】

高齢者、障がい者が生活しやすい良好な住環境づくりに努める必要があるが、建て替えた町営住宅は対応できているものの、他の町営住宅は、長寿命化計画にある段差解消などについて、構造上も改装が難しく全く進んでいない状況である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 「高鍋町公営住宅等長寿命化計画」に基づき住宅の段差解消、手すりの設置等を年次的に実施します。
- 老朽化の著しい住宅の建て替えや用途廃止等については、財政状況や住宅事情などを踏まえ総合的に検討していきます。
- 多様な世帯に対応した町営住宅の整備・維持管理に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 住んでいる団地を安全に自らでできる範囲において維持管理していき、地域住民と協力しながら、魅力ある地域づくりに努めます。

(3) 移住・定住促進のための環境整備

【施策の体系】

移住・定住の促進

目標①移住・定住の促進

①移住・定住の促進

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎移住・定住サイトの構築【地域政策課】

高鍋町移住・定住サイトを構築し、本町の魅力や移住・定住施策等を紹介し高鍋町へのU I Jターン等を促進した。

◎お試し滞在住宅制度の導入【地域政策課】

高鍋町への移住を検討している町外の方を対象に、一定期間町内で生活ができる制度を実施しており多数の利用があった。

◎住宅情報の提供【地域政策課】

移住希望者から住宅について問い合わせがあった場合は、町内不動産業者への物件照会や情報収集を行ったうえで希望者へ情報の提供を行った。

◎求人サイトによる求人情報の提供【地域政策課】

令和元年9月に高鍋町に特化した求人サイト「みちはた」を開設し、移住希望者への「しごと」の紹介や町内企業の人材確保を図った。

◎移住相談会への参加【地域政策課】

東京・大阪における移住相談会に参加し、来場者に住みやすく便利な高鍋町をPRするとともに、独自の移住施策についてアピールを行った。これによりお試し滞在住宅制度利用につながったケースもあった。

◎空き家バンクの開設及び空き家バンクリフォーム事業の実施【地域政策課】※再掲

「空き家バンク」を開設するとともに、登録物件の改修費用及び家財道具等撤去等費用の一部を補助することにより、空き家物件を有効活用し本町への移住・定住を促進した。

◎空家等対策計画の策定及び条例の制定【建設管理課】※再掲

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の基本指針に即した対策をとるため、町の空家等対策計画を策定及び条例を制定した。

▼移住・定住サイトの運営【地域政策課】

高鍋町移住・定住サイトを定期的に更新することにより、本町の魅力や移住・定住施策等を紹介し高鍋町へのU I Jターン等による移住・定住を促進する必要がある。

▼空き家の有効活用【地域政策課】※再掲

適正に管理されない空き家が周辺環境に深刻な影響を及ぼす懸念があることから、「空き家バンク」を設置し空き家等を転入者の住居や活動拠点として再生し定住人口や関係人口の増加を図るなど空き家の有効活用が必要である。また、空き家バンクでは登録物件及び居住希望者のニーズに合った物件を相当数確保することが必要である。

▼求人サイトの充実【地域政策課】

求人サイト「みちはた」の掲載企業件数を増やし、移住希望者に対する情報提供の充実を図る必要がある。また、実際に採用に至る件数を増やし、より町内企業の人材確保を図る必

要がある。

▼空き家の適切な管理【建設管理課】※再掲

空き家の撤去や改修には多額の費用がかかるため、所有者の管理意識はあってもそのままの状況になっている空き家が多数存在している。空家等対策計画に基づき、所有者が適切に管理を行うようになる施策が必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 移住・定住サイトやお試し滞在住宅制度と移住サポーター制度を積極的に活用し、U I J ターナーの定住促進を図ります。
- 空き家バンク制度の普及を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 借り主などを考慮し、バリアフリー化などの改修に努めます。

(4) 上水道の安定供給

【施策の体系】

上水道の安定供給

目標①計画的な施設整備

①計画的な施設整備

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎安心・安全な水道水の供給【上下水道課】

竹鳩浄水場にステンレス製配水池を整備したことで、安心・安全な水道水をより安定的に供給することができた。また、計画的な老朽管の更新工事により耐震化を図ることで、災害に強い水道施設を整備した。

◎水道水の安定供給【農業政策課】

町内の上江・南高鍋の約640戸に水道水を供給している一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団と連携し、供給施設の適正な維持管理を図り安定した飲料水の供給に努めた。

◎災害時における体制の整備【上下水道課】

災害時の支援体制については県内水道事業者及び県中部地区水道事業者と相互支援の協定を締結し、復旧体制については児湯管工事協同組合及び高鍋町給水装置工事事業者と応急復旧の協定を締結したことで、災害時における協力体制を確立した。

◎水道事業の経営健全化【上下水道課】

中長期的な施設更新を計画的に行うことで、費用の抑制及び公債費負担の軽減に努め、事業経営の健全化を図った。

◎水資源の安定確保【上下水道課】

竹鳩浄水場に3号取水井を築造したことで、良質な水資源の安定確保を図った。

▼施設の長寿命化【上下水道課】

老瀬浄水場・青木配水池は昭和45年に建設され、すでに約50年が経過し老朽化が進んでおり、浄水場の更新又は改良について早急な対策が必要である。また、昭和40～50年代に布設された水道管についても老朽化が進み更新が必要となっているが、莫大な費用を要することからさらにサイクルコストの縮減・平準化を目指した取り組みが必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

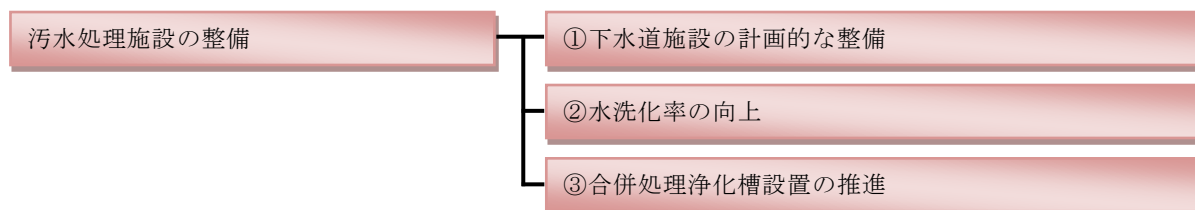
- 安全・安心で安定した水の供給を永続的に行っていくため、良質な水資源の確保、施設の更新・耐震化など計画的な施設整備を推進していきます。
- 節水意識の高まりや少子高齢化等による使用水量の減少で増収は見込めない状況の中で、徹底した経費節減に努めるとともに、効果的・効率的な事業運営を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 水資源の重要性を理解し、節水を心がけます。
- 漏水などの情報を提供します。

(5) 汚水処理施設の整備

【施策の体系】



① 下水道施設の計画的な整備

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎事業計画区域内の整備【上下水道課】

下水道の事業計画区域 233.0haのうち226.1haが事業完了したことで、区域内の事業整備を概ね達成した。

◎都市下水路の管理【上下水道課】

都市下水路を適切に管理し定期的に浚渫を行うことで、排水断面を確保することができ雨水排水対策が図られた。

▼下水道事業の見直し【上下水道課】

下水道事業については、効率的な事業運営や合併処理浄化槽の普及状況を検証していき、全体計画区域の見直しを含め、今後の方向性を決定していく必要がある。

▼都市下水路の整備【上下水道課】

勾配の緩いところやカーブになっているところは、土砂が堆積しやすいため、浚渫と併せて排水路としての機能が発揮できるように整備していく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 効率的な生活排水処理を実現するため、下水道事業全体計画の見直しを行います。
- 都市下水路の堆積土砂撤去を計画的に実施し、雨水排水対策に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 施設の破損状況について情報を提供します。
- 環境に配慮した排水を心がけます。

②水洗化率の向上

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎＝実績等 ▼＝課題

◎下水道への接続の推進【上下水道課】

下水道の水洗化率（接続率）は、平成29年度において83.8%であったものが、平成30年度84.4%、令和元年度85.2%と年々向上しており、居住環境の向上及び公共用水域の水質保全が図られた。

▼下水道未接続世帯に対する接続の推進【上下水道課】 ※再掲

下水道の整備完了区域内において、令和元年度末現在、14.8%の下水道未接続世帯があり、居住環境の向上及び公共用水域の水質保全を図る観点から、さらに接続に向けた取り組みが必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 9月10日の「下水道の日」に合わせ、のぼり旗の設置など接続率の向上に向けた取り組みを進めます。
- 浄化センターの仕組みや汚水の処理方法についての出前講座等を実施するなど、啓発に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 下水道認可区域内の世帯は、下水道への接続に努めます。
- 下水道接続世帯は、年2～3回は公共樹の点検・清掃を行い、下水道を正しく使用します。

③合併処理浄化槽設置の推進

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎補助金交付による浄化槽整備【上下水道課】

合併処理浄化槽の新設や単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換に対し、工事費の一部として補助金を交付することで設置者の経済的負担を軽減し、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全が図られた。

▼生活排水処理率の向上【上下水道課】

町内の生活排水処理率は、平成29年度54.9%、平成30年度56.7%、令和元年度58.4%と年々向上しているが、下水道への接続向上や合併処理浄化槽への転換を促進し、更なる生活環境の向上を図っていく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

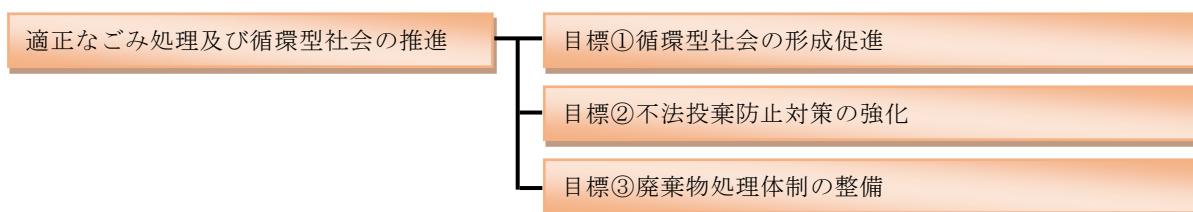
- 下水道認可区域外については、合併処理浄化槽の設置を推進し公共用水域の水質保全を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 下水道認可区域外の世帯は、合併処理浄化槽の設置に努めます。
- 浄化槽設置世帯は、浄化槽法で定められている浄化槽の維持管理に努めます。

(6) 適正なごみ処理及び循環型社会の推進

【施策の体系】



①循環型社会の形成促進

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎ごみの減量化の推進【町民生活課】

家庭系ごみに関しては、広報・出前講座・個別のごみ分別指導を通して4R運動の普及を推進した。

事業系ごみに関しては、商工会議所を通じて各事業所へ広報紙を配布し、事業所の責任で処理しなければならないことを啓発した。

また、西都児湯クリーンセンターにおいて廃棄物収集運搬許可業者への展開検査を行い、搬入されたごみの分別が不適切な収集運搬許可業者に対してごみの搬入を認めず持ち帰らせるとともに、直接指導を行った。

粗大ごみに関しては、毎月第2・4土曜日に西都児湯資源リサイクルセンターにおいて受

け入れを行っており、適正に処理されている。

総ごみ量については家庭系ごみ、事業系ごみとも平成 29 年度から毎年削減できた。

◎ 4 R 運動の推進【町民生活課】

家庭用廃食油に関して、広報による啓発や町内 4 カ所による拠点回収を進め、リサイクルを進めた。

また、各地区で回収している空き缶等の資源ごみに関しては、毎年度地区ごとの集団回収量調査を行い、一般廃棄物処理対策の基礎資料として活用した。

※ 4 R とは

- ① Refuse (リフューズ) : 不要なものは買わない。過剰包装やレジ袋を断る。
- ② Reduce (リデュース) : ごみを減らす。(使い捨て商品を買わないなど)
- ③ Reuse (リユース) : 再使用する。(修理して使う。フリーマーケットやバザーの活用など)
- ④ Recycle (リサイクル) : 再生利用する。

◎ 出前講座の開催【町民生活課】

地区や各種団体等に出向き出前講座を開催することで、住民に対して更なるごみの減量化と分別の重要性、リサイクル意識を高める啓発をした。

▼ 廃棄物の適正処理【町民生活課】

家庭系ごみの減量化については、分別の徹底が必要不可欠であるため、引き続き環境広報や出前講座等を通じての啓発活動や誤った認識で分別を行っている住民への分別指導を実施していく必要がある。

また、事業系ごみの減量化については、減量化はもとより、事業者の責任において適正に処理を行うことが求められるため、事業系一般廃棄物と産業廃棄物へのごみ分別徹底についてさらなる指導を進めていく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆ 町が取り組むこと

- ごみの減量化、資源物の分別収集を推進するとともに、町民及び事業者のリサイクル意識の啓発を進めます。
- 4 R 運動を推進し、分別・資源物回収の徹底によるごみ減量化に取り組めます。

◆ 町民・事業者等としてできること

- ごみや地球環境問題に対する関心を高め、生活や事業活動の中でできるだけごみを出さないように努めるとともに、資源の再利用に努めます。

②不法投棄防止対策の強化

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎不法投棄者に対する適正な指導【町民生活課】

不法投棄禁止の看板等の設置や監視パトロール、不法投棄ごみの回収を行った。回収した不法投棄ごみから原因者を特定できた場合は呼び出し、直接指導することで不法投棄の再発防止に努めた。

◎住民や関係機関との連携【町民生活課】

環境広報やお知らせのかなべ等により不法投棄についての広報・周知を行った。また、実際に不法投棄があった際、その場所が私有地の場合には投棄されたごみは所有者に処理責任があるため迅速に所有者へ連絡をとり、現場確認および適正な処理をお願いした。また、不法投棄場所が町有地については町の関係各課で、国・県等公共機関の所有地については関係機関に連絡をし、適正に処理を進めた。

▼不法投棄の抑止【町民生活課】

人目のつかない場所や、雑草等が繁茂するなど環境整備が不十分な場所に不法投棄がされやすい傾向にあるため、土地、建物の所有者に対して適切な管理をするよう引き続き啓発を行っていく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 町民や関係機関と連携し、不法投棄の監視体制の充実と不法投棄の多発箇所の情報共有に取り組むとともに、不法投棄防止の啓発活動を推進します。
- 不法投棄を行った者に対し、適正な指導を行います。

◆町民・事業者等としてできること

- ごみの適正な処理に努めます。
- 不法投棄の現場を確認した場合は速やかに所轄官庁（警察・保健所・町）等に連絡します。

③廃棄物処理体制の整備

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎廃棄物処理施設の円滑な施設運営【町民生活課】

西都児湯クリーンセンター及びエコクリーンプラザみやざきの施設運営に関しては、構成市町村で組織される理事会や担当課長会等を通じて情報や課題を共有し、協議することで円滑な施設運営を進めた。

◎家庭ごみの効率的な収集【町民生活課】

各集積場へ出された家庭ごみの収集については委託業者と随時協議しながら適正に処理を行っている。住民の理解と協力により適切に分別されたごみを、町が指定した曜日に決められた集積所に出していただくことで効率的な収集に努めた。

また、町なかを中心にごみ集積所の集約化を行い、収集箇所の適正化を図った。

◎最終処分場の適正な管理【町民生活課】

最終処分場の定期的な水質検査や悪臭検査を実施し、適正な管理を行った。また、今後も浸出水の処理を続けるうえで、老朽化に対応するため年次的に改修を実施する。

▼廃棄物処理施設経費の増加【町民生活課】

西都児湯クリーンセンター、エコクリーンプラザみやぎきのいずれも施設稼働から 10 余年を経過しており、今後老朽化に伴う施設改修が必要である。また、ごみ処理施設の施設運営費用に加え、この改修費用も増加が見込まれる。

▼ごみ集積所の増加【町民生活課】

新築アパートや住宅地の増加に伴うごみ集積所増設により、収集箇所が年々増加している。今後、住民サービスを維持しつつ経済的かつ効率的な収集を進めていくために収集対象物に応じた収集頻度、収集車 1 台あたりの収集エリア・ルートの見直し、ごみ集積所のさらなる集約化による収集箇所の適正化などを進める必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

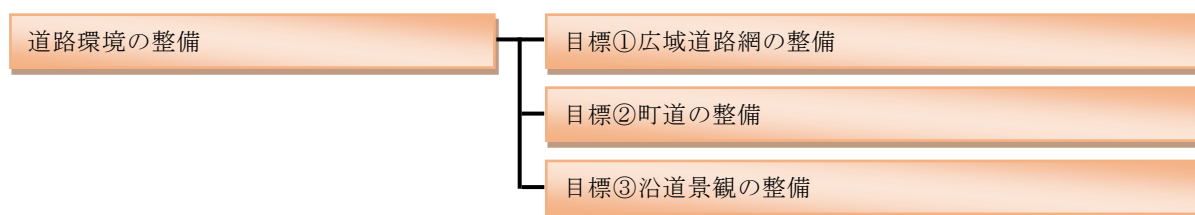
- 西都児湯クリーンセンター及びエコクリーンプラザみやぎ構成市町村とともに円滑な施設運営に努めます。
- 適正なごみ収集体制の構築に努めます。
- 最終処分場の適正な管理に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- ごみ出しのルールを守るとともに、ごみ集積場の環境保全に努めていきます。

(7) 道路環境の整備

【施策の体系】



①広域道路網の整備

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎東九州自動車道、九州横断自動車道延岡線の早期完成に向けた取組み【建設管理課】

未開通区間が残る東九州自動車道と九州横断自動車道の早期完成に向けて、決起集会等に多数参加することで必要性を県内外へ発信した。

◎東九州自動車道の片側2車線化【建設管理課】

東九州自動車道の「日向 IC～都農 IC」間、「高鍋 IC～宮崎西 IC」間を四車線化の優先整備区間として選定する案が示され、選定されれば、今後、10～15年での完成を目指すこととなる。

◎国道10号の路側拡幅【建設管理課】

国道10号の樋渡地区において、車両停滞防止対策を国土交通省直轄事業で実施し、渋滞緩和、事故の減少といった効果があったため、菖蒲池地区における同様の対策の実施について国土交通省に要望した。

◎県道木城・高鍋線（都市計画道路菖蒲池・上江線）の認可区間の整備完了【建設管理課】

県により都市計画道路事業として菖蒲池・上江線の現認可区間の整備が、予定より2年前倒しで平成28年度に完了し、残る区間の事業化への作業を開始した。

▼東九州自動車道・九州横断自動車道延岡線の早期完成【建設管理課】

東九州自動車道の宮崎～北九州は全線開通し、「清武南 IC～日南北郷 IC」間についても令和4年度に開通する見通しだが、残る日南東郷～鹿屋申良と九州横断自動車道延岡線の早期開通のため、今後も要望活動を継続していく必要がある。

▼東九州自動車道の片側2車線化【建設管理課】

東九州自動車道の一部区間については、四車線化の優先整備区間として選定する案が示されたが、残る区間についても、防災機能向上の面からも要望活動を継続していく必要がある。

▼主要地方道及び県道の整備要望【建設管理課】

主要地方道及び県道において、歩道がない区間や狭い区間がまだまだ多く存在している。特に児童生徒の通学路になっている区間での歩道整備要望は多く、交通安全対策としても県への要望を積極的に行っていく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 東九州自動車道と九州横断自動車道延岡線の早期開通を目指し、各種要望活動等に積極的に参加します。
- 国道10号の渋滞緩和のための措置を要望していきます。
- 主要地方道・県道の歩道の設置等を引き続き要望していきます。

◆町民・事業者等としてできること

- 町民が一体となって要望事項が実現されるよう整備促進のための運動を推進します。

②町道の整備

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎町道の維持管理【建設管理課】

会計年度任用職員2人の継続配置により道路の点検・簡易な維持補修に対応しており、事故・苦情等は減少してきている。また、舗装の傷みの激しい路線等について、舗装の打ち替えを実施できるよう予算措置を行い、年次的に改修した。

◎道路橋の定期点検【建設管理課】

道路法による5年に1度の定期点検を実施し、平成30年度で一巡した。今後も継続して点検し、道路橋の損傷具合を確認することで安心・安全な利用を図る。

◎町道の新設・改良【建設管理課】

社会資本整備総合交付金や防衛施設周辺道等改修等事業を活用し通学路等の整備を行い、住民が安心・安全に利用できるように整備を進めた。

◎企業誘致に伴う道路整備【建設管理課】

企業誘致に伴い、周辺道路の整備を進めている。工業用地へのアクセス道は社会資本整備総合交付金、防衛施設周辺道路改修等事業を活用し整備した。

◎竹鳩橋架け替え等に係る要望活動の実施【建設管理課】

竹鳩橋の永久橋への架け替え、国道10号の渋滞緩和、宮越樋管へのポンプ設置の3項目について、国土交通省本省・九州地方整備局・宮崎河川国道事務所に対し町長・議長をはじめ議員・関係職員で要望活動を実施した。

▼竹鳩橋架け替えに係る財源確保【建設管理課】

竹鳩橋の永久橋への架け替えは、町として大きな課題であり高鍋地区道路検討会が出された結果を基に事業化に向けた動きを加速する必要があるが、町負担額の軽減は必要不可欠であり、架け替えに係る財源確保について模索していく必要がある。

▼町道整備・補修に係る財源確保【建設管理課】

国庫補助事業を活用して進めている道路整備は、道路法の改正により5年に1度の橋梁点検が義務付けられ毎年の補助予算枠の中で対応することが必要となった。また、町内の道路は、舗装の劣化をはじめ側溝等の傷みも激しく、適切な補修を行うためには多額の町単独予算が必要となっている。このようなことから、道路の整備・補修には更なる財源確保が必要である。

▼町道に係る地元要望への対応【建設管理課】

地元から寄せられる道路整備の要望箇所への対応は、緊急性・必要性などを考慮し優先順位を決めて年次的に対応しているところであるが、要望箇所が多く整備が追い付いていない状況であり、財源確保と合わせて対応手法等の検討も必要である。

▼町道側溝等の浚渫【建設管理課】

これまで側溝の泥上げは地区が道路清掃作業の中で行っていたが、高齢化等によりできないケースが増えている。ゲリラ豪雨時の排水対策の為、緊急性・必要性などを考慮し年次的に浚渫対応を実施しているが、今後も継続していく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 各地区等から寄せられる要望等について優先度を考慮した計画的な整備を推進します。
- 誘致企業周辺道路整備について、交通量の増加により早急な整備が必要であるため、計画的な事業推進に努めます。
- 安全で快適な道路整備、維持管理に努めます。
- 国や県の補助事業の積極的な活用を図ります。
- 交通安全対策として、交通事故多発地点の解消や見通しの悪い交差点の改良、歩道の整備促進及びバリアフリー化を推進し、道路環境の改善に努めます。
- 竹鳩橋の永久橋架け替えに伴う財政支援を強く国に要望していきます。

◆町民・事業者等としてできること

- 道路整備に理解を深め、町道整備事業に協力します。
- 道路等の損傷箇所等情報を速やかに連絡します。

③沿道景観の整備

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎町民との協働による道路環境美化【建設管理課】

各地区が実施する道路の清掃、草刈り作業に対し道路愛護報奨金を支給した。また、参加地区数や年間の実施回数も増加し、全地区数の半数を超え環境美化への意識を根付かせると共に道路環境の美化に繋げることができた。

◎道路沿い樹木の管理広報【建設管理課】

維持管理については台風等の異常気象後や町民からの通報以外に、職員等による定期パトロールを実施し、状況確認や樹木の伐採等を実施した。特に坂道において樹木が道路上に覆いかぶさってきている状況が多くみられるため、私有物の樹木管理を適切に実施いただくように、町の広報紙により周知した。

▼町民との協働による道路環境美化【建設管理課】

各地区が実施する道路の清掃、草刈り作業については、環境美化への意識を根付かせると共に道路環境の美化に繋げることができたところであるが、今後も継続して実施していただくことや実施地区の拡大を図ることが必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 町民との協働による道路環境美化に引き続き取り組み、新たに協働する地域の拡大を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 行政と一体となって道路環境美化に努めます。

(8) 公共交通の充実

【施策の体系】

公共交通の充実

目標①公共交通機関の利便性の向上

①公共交通機関の利便性の向上

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎適切な駅前自動車等駐車場の管理【建設管理課】

駅前自動車等駐車場の適正な管理により高鍋駅を利用する通勤通学者等の駐車場確保に寄与した。

◎廃止路線代替バスの運行維持【地域政策課】

高齢者や児童・生徒といった車を運転できない方々にとって、貴重な移動手段となっている廃止路線代替バスの運行について、事業者・県・関係市町によるルートやダイヤ等の検討・協議を実施しダイヤ変更等を行った。また、県補助金を活用し運行維持を図った。

◎地域公共交通会議の設置【地域政策課】

国や県、警察、民間事業者、住民といった委員で構成する地域公共交通会議において、地域の需要に即した乗合運送サービスの提供など高鍋町の公共交通について総合的に検討し、利用者のニーズに応じた公共交通サービスの提供を図った。

◎公共交通の利用促進【地域政策課】

小学生を対象にしたバスの乗り方教室を実施し、公共交通への理解と利用促進を図った。

◎高鍋駅舎の整備【地域政策課】

高鍋駅舎を拠点として新たに人の流れを呼び込み蚊口地域の活性化や鉄道の利用者増を図るため駅舎を購入し改修するための基本・実施設計に着手した。

▼駅前自動車等駐車場の拡充【建設管理課】

定期カード利用者以外の自動車の駐車可能台数が少ないため、梅雨時期等に高鍋駅を利用するお客様用の自動車駐車スペースが不足しており、駐車場の拡充が必要となっている。また、駐輪場に放置されている自転車等については、今後も所有者への連絡を行い、必要に応じて撤去や処分を行うことで駐車スペースの確保を行う必要がある。

▼持続可能な公共交通体系の構築【地域政策課】

今後の急激な高齢化への対応や公共交通不便地域の解消といった課題を解決するため、より効率的・効果的で将来にわたって持続可能な公共交通体系の構築に向けた継続的な検討が必要である。

▼バスの持続的な運行のための施策の展開【地域政策課】

廃止路線代替バス、なでしこバスともに利用者数が減少傾向にあり、これらのバスに対する負担が町の財政を圧迫している状況にある。将来にわたって持続可能な公共交通体系を構築するため、国や県、民間バス事業者などの関係者と協議・連携しながら、今後のバス運行のあり方について早急に検討する必要がある。

▼鉄道の利用者数増加のための施策の展開【地域政策課】

購入した駅舎を高鍋町の玄関口として有効活用し、拠点として蚊口地域の活性化を図るとともに、利用者数を増加させていくことが必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

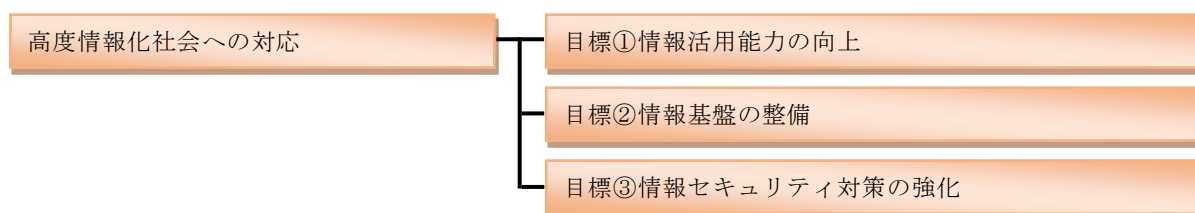
- 地域特性や町民ニーズに即した効率的で持続可能な公共交通体系の構築に取り組みます。
- 高齢者の移動手段の確保と併せた公共交通のあり方について、検討を進めます。
- 各交通事業者と連携を図り、利用促進に努めます。
- 高鍋駅舎を改修し地域の活性化と、鉄道及び駅舎の利用促進に努めます。
- 高鍋駅前自動車等駐車場の適正な管理に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 公共交通維持や環境負荷軽減などのため公共交通機関の利用機会を増やします。
- 事業者は、利用者ニーズの把握と利便性の向上に努めるとともに自発的な利用拡大に努めます。

（9）高度情報化社会への対応

【施策の体系】



①情報活用能力の向上

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎ビッグデータの活用【地域政策課】

職員が国の公開しているビッグデータ等を収集し、取得した情報に基づく施策の検討・立案を行えるよう情報の提供を行った。

◎IoTの活用【地域政策課】

誘致企業が構築した地域IoTプラットフォームを活用し、地域課題解決や町民生活の質の向上に係る事業の事業化などを図る高鍋町地域IoT事業化推進補助金を創設した。

◎学校におけるICT環境の整備【教育総務課】

GIGAスクール構想の実現に向けた国の補助事業を活用し、子供たち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に向けて、令和2年度、児童生徒1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークの整備を行った。

▼高鍋 Smart Project（スマートプロジェクト）の推進【地域政策課】

少子高齢化・人口減少社会が進んでも町民が豊かな生活を送れるよう、国や県、全国の様々な自治体が取組を進めている新しい「まちづくり」の施策と連動し、ICTを活用した取組を包括的に行う「高鍋スマートプロジェクト」を推進する必要がある。

▼学校におけるICTを活用した教育の推進（スマートスクール構想）【教育総務課】

授業での日常的な学習において、各教科等の学びを深める効果的なICT活用を推進するため、また、校務支援システムの導入により、教員が子どもと向き合う時間を確保するため、授業・学習と校務両面でのICT活用を推進していくためのICT環境整備計画を策定の上、整備を進めていく必要がある。

そのため、整備のための財源、教員の指導力向上及び推進・支援体制の構築が課題となる。

▼情報活用能力向上のための研修等【総務課】

職員研修に関しては、基礎的なOA研修への参加に留まっており、結果的に情報活用能力の向上という点においては、職員間で意識やレベルに差が生じている状況である。

▼インターネットトラブルへの対応【総務課】

インターネットがもたらす恩恵は多い反面、ネットいじめや犯罪等のトラブルも頻発していることから、正しい利用の仕方等を広く啓発する必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 職員研修などを通じて、様々な情報を取得・活用できる職員の育成に努めます。
- 小中学校のICT授業において、情報活用能力の育成を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 個人情報保護やセキュリティ対策など、情報ネットワーク利用におけるマナーを守ります。
- 子どもがインターネットを正しく利用できるよう指導していきます。

②情報基盤の整備

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎町ホームページのリニューアルによる掲載情報の充実化【地域政策課】

平成30年11月に町ホームページをリニューアルするとともに、利用者の利便性の向上や管理の効率化を図るため行政や行政手続に関する情報を積極的に掲載した。

◎自治体クラウドの導入【総務課】

自治体クラウドを導入したことにより、将来的な行政コストの削減や有事の際の業務継続を担保した。

◎高齢者や障がい者に配慮した情報伝達手段の構築【地域政策課】

町ホームページにおいて、高齢者や障がい者に配慮したアクセシビリティ（情報のバリアフリー化）の構築をした。

▼行政事務の更なる効率化を進めるための検討【総務課】

常に進化し続けるICTやマイナンバー制度に対する知識を深めるとともに、そのスピード、多様性に対応しながら電子申請の導入など行政事務の効率化について検討を重ねていく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- さらなる行政事務の効率化につながる行政情報システムの構築を検討します。
- 町民・事業者が必要なときに情報を入手でき、行政サービスを受けられる情報環境の整備に努めます。特に、高齢者や障がい者（児）、子どもたちが理解しやすい情報伝達手段を検討します。
- 情報面における町民の利便性の向上を目的としたマイナンバー制度に基づく情報伝達基盤の整備を検討していきます。

③情報セキュリティ対策の強化

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎リモートバックアップサービスの導入【総務課】

本町のバックアップデータを遠隔地のデータセンターに記録させることにより、有事の際にも業務を継続して行える環境で運用した。

◎高度な情報セキュリティ対策への対応【総務課】

マイナンバー制度の導入に伴い、より高度な情報セキュリティ環境を構築することができた。

▼業務継続計画（BCP）に沿った情報通信体制の確立【総務課】

町が策定した業務継続計画における情報通信部門の優先度に応じた体制のマニュアルを整える必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 情報通信部門における業務継続計画（BCP）を策定します。
- 最新の情報技術に対応したセキュリティ対策を施し、個人情報保護・情報資産の外部脅威からの防御に努めます。

2-3 災害に強く、生活の安全が守られているまち

(1) 危機管理体制の整備

【施策の体系】

危機管理体制の整備

目標①危機管理体制の整備

①危機管理体制の整備

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎地域防災計画の改訂【総務課】

国・県の防災計画並びに各種指針・マニュアル等を反映し、毎年地域防災計画を改訂し災害に対する町としての予防、応急対策及び災害復旧の指針を明確にした。

◎防災行政無線の更新整備（デジタル化）【総務課】

屋外拡声子局の増設や学校などの公共施設等への戸別受信機の配備を行うことにより、災害情報等を迅速かつ確実に伝達することができるようになった。

◎全国瞬時警報システム（J-ALERT）の防災行政無線への接続【総務課】

全国瞬時警報システムの受信装置を接続し、大規模災害や武力攻撃事態等、緊急地震速報を瞬時に受信できる体制を構築しており問題なく作動することを確認した。

◎業務継続計画（BCP）の策定【総務課】

災害時に行政自らも被災し、人・物・情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めるため業務継続計画（地震編）を策定したことにより、地域防災計画の実効性が担保されることとなった。

◎専門的知見を有する防災担当職員の確保【総務課】

防災に対して専門的知識を有する退職自衛官を危機管理専門員として確保した。

◎新型インフルエンザ等対策の充実【健康保険課】

高鍋町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、計画に基づく関係機関との連携や情報提供等を図ることにより、新型インフルエンザ等の発生に備えた。また、特定接種の登録を行い新型インフルエンザ発生時の体制整備を図った。

▼戸別受信機の配備【総務課】

防災行政無線は、屋外拡声子局スピーカーによる情報伝達が中心となっており、風向きや天候、場所により聞こえ方が異なるため、もれなく地域住民へ聞こえるようにすることはなかなか難しい現状である。

今後は、財源確保に努めながら、被災する可能性があって屋外拡声子局からの放送が聞こえない状況にある世帯への戸別受信機の設置を行い、情報伝達の確実性を向上させる必要がある。

▼災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保【総務課】

災害対応にあたり、情報の収集・発信、連絡調整が必要となることから、断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能な衛星電話等の通信手段を確保する必要がある。

▼多様な災害情報伝達方法の広報【総務課】

町が提供する災害の情報提供方法は、防災行政無線のみでなく、テレビ、メールやアプリも使用している。様々な手法を使った情報提供を広報していく必要がある。

▼業務継続計画（BCP）の継続的改善【総務課】

業務継続計画は一旦策定すればよいというものではない。計画の実効性を確認し、高めていくためには、教育や訓練を繰り返し実施していくことが重要であり、そのためには、教育や訓練の計画等を策定し、これに従い着実に実施することが必要である。

▼防災に特化した広報誌の発行【総務課】

定期的に防災に特化した広報誌を発行し、町が行っている防災対策事業や防災に関する正しい知識などを周知することにより、更なる防災意識の高揚を図る必要がある。

▼新型コロナウイルス感染症対策の見直し【健康保険課】

新型コロナウイルス感染症の発生による社会変化に伴い、感染症対策に係る計画策定若しくは高鍋町新型コロナウイルス感染症対策行動計画を見直す必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

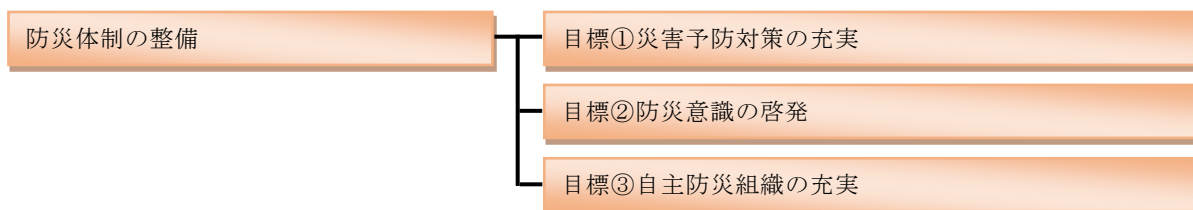
- 「高鍋町地域防災計画」や「高鍋町国民保護計画」に基づく危機管理の体制整備に努めます。
- 関係機関との連携強化を図り、危機管理体制の充実・強化を図ります。
- 防災行政無線等を活用し、情報伝達体制の強化を図ります。
- 防災対策や感染症予防対策などの情報提供に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 防災意識や危機管理意識の向上に努めます。
- 国民保護のための措置の実施に協力します。
- 町及び関係機関が実施する危機管理体制の整備・強化に協力します。
- 地域を含め、自主的な危機管理対策に取り組みます。

(2) 防災体制の整備

【施策の体系】



①災害予防対策の充実

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎防災情報配信システム（SOSネットワーク）加入促進【総務課】

防災行政無線放送と同様、重要な災害情報の伝達手段の一つである防災情報配信システム（SOSネットワーク）について、加入を呼びかけるチラシを作成し、全世帯へ配布したほか、成人式会場など人が多く集まるイベント等で配布し、加入促進を図った。

◎津波避難ビルの指定【総務課】

宮崎県が発表したL2クラス（発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラス）の津波が発生した場合の浸水想定をもとに、津波の被害から人命を守ることを目的として、指定緊急避難場所を協定により指定することができた。また、津波ハザードマップを通じて住民への周知を図った。

◎津波避難タワーの整備【総務課】

津波避難対策緊急事業計画に基づき特定避難困難地域である蚊口西の二地区と樋渡地区に津波避難タワーを整備することを目的とする緊急事業計画を平成27年度に策定した。平成29年度に蚊口西の二地区、平成30年度に樋渡地区の津波避難タワーを整備した。

◎避難路の整備【建設管理課】

避難路として利用される町道の整備を年次的に行った。

◎木造住宅耐震化の推進【建設管理課】

平成17年度より実施してきた木造住宅の耐震診断及び改修事業について、令和元年度よりそれぞれ必要だった設計と工事の補助申請手続きを一括してできるよう申請の簡素化を図り補助の増額を行うことで、地震の際に倒壊する可能性のある家屋の解消に努めた。

◎避難行動要支援者の把握と情報共有の推進【福祉課】

災害対策基本法の改正等を踏まえ、避難行動要支援者の安心と安全を確保するため、避難支援等の基本的考え方や進め方などの対策を定めた「高鍋町避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を平成29年10月に策定した。支援プランに基づき、避難行動要支援者の名簿を作成し、関係機関等との情報共有を行った。

また、令和2年度に避難行動要支援者管理システムを導入し、これまで職員の手作業により行っていた名簿更新や関係機関への情報提供等の業務効率化、また、住民基本台帳情報等の取り込みによる最新データの保有が可能となった。

◎小・中学校校舎の耐震補強工事、非構造部材の耐震化及び屋上避難広場整備

【教育総務課・総務課】

平成 23 年度から耐震補強工事と非構造部材（外壁）の耐震化工事を実施し、西中学校体育館及び東・西小学校給食調理室を除き、概ね終了した。また、津波の被害から人命を守ることを目的として屋上を避難場所として利用するための屋外階段の設置や転落防護柵等の整備も実施し、津波避難ビルとしての指定も行っている。これらの整備が完了したことに伴い、それまで津波の発生が予想される場合、児童生徒は、津波浸水区域外へ徒歩で避難することとされていたものを屋上へ避難することに改め、より安全で確実な避難行動をとることができるようになった。

◎高鍋町教育関係機関合同避難訓練の実施【教育総務課】

東小学校・西小学校・西中学校の屋上避難施設整備を契機に、高鍋町の教育関係機関（幼保・小・中・高校）が、同日・同時間帯の大地震（震度 7）発生を想定した避難訓練を合同で実施した。この訓練実施は、幼・保・小・中・高の連携を深めるとともに、参加者それぞれの「状況に応じて自ら考え、判断し、主体的に行動できる力」、防災や減災の避難行動のあり方を学ぶ機会となった。

▼災害時に使いやすい備蓄倉庫の整備【総務課】

本町の備蓄倉庫は、防災センター 1 階と町体育館 2 階に整備されているが、実際の災害時には、膨大な物資を受け入れ、それを各避難所へ仕分ける必要があり、現状では、いざというときの対応は困難な状況である。トラックなどの出入りのしやすさ、物品の仕分けのしやすさなどを考慮した、備蓄倉庫を新たに整備する必要がある。

▼津波避難ビルの追加指定【総務課】

国土交通省が発表している「津波避難ビル等に係るガイドライン」においては、想定される浸水深が 1 m 以下であれば 2 階建ての R C 又は S R C 構造の建物を津波避難ビルとして指定できることとされている。津波浸水区域に存在するこの要件を満たすビルを津波避難ビルとして追加指定し、より安全な避難場所の確保に努める必要がある。

▼「宮崎県備蓄指針」に基づく計画的な備蓄の推進【総務課】

「宮崎県備蓄基本指針」に基づき計画的に備蓄を推進していく必要がある。この指針の中には、目標を定める物資の内容及び数量などについて規定されている。さらに食糧の場合、賞味期限が 5 年とされていることから、学校給食等で使用してもらいローリングストックにて備蓄を確保していく必要がある。さらに、これらの備蓄品を保管しておくスペースが不足することも大きな課題である。

▼職員用備蓄品の整備【総務課】

実際に被災した際、職員が活動できなければ業務を継続することはできないため、被災した住民用とは別に職員の活動を支える物品の確保が必要である。

▼計画的な避難路の整備【建設管理課】

避難路の整備を年次的に実施しているところであるが、津波到達予想区域からの避難路は多数あるため、重要度や現況幅員を考慮し計画的に整備を進める必要がある。

▼耐震改修事業の促進施策の展開【建設管理課】

東日本大震災・熊本地震により住宅の耐震強度への意識の高まりはあるものの、耐震診断を実施し地震に耐えられないと解っても、改修を実施する費用の捻出ができないなどの理由

で耐震改修率が伸び悩んでいる状況である。今後は、更なる改修事業費補助の採択要件緩和等なんらかの施策の展開が必要である。

▼避難行動要支援者個別支援計画の作成推進【福祉課】

避難行動要支援者一人ひとりの状況に応じた避難に関する個別支援計画の作成が進んでいない。作成には、地域住民や民生委員等避難支援等関係者の協力が必要となるため、計画の必要性や作成方法等の周知を行い、地域住民等との協働により計画作成を推進していく必要がある。

▼保育所等の災害発生時における臨時休園等の対応【福祉課】

園児及び職員の安全確保のため、災害に備えた避難対策として、防災情報の警戒レベルに応じた避難実施基準を各保育施設の非常災害対策計画で策定する必要があるが、警戒レベルが最も高い場合の避難対策として実施する臨時休園における代替保育の確保が課題となっている。

また、臨時休園は、自然災害だけではなく新型コロナウイルス感染症の発生時にも実施するため、災害に応じた代替保育の確保について検討する必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 避難行動要支援者の把握と避難支援プランの適正な運用を図ります。
- 防災情報配信システムの加入促進を図るとともに、適正な運用に努めます。
- 津波避難ビルの指定など、避難対策を推進します。
- 食糧、飲料水、その他非常用備蓄品の整備を図ります。
- 避難路の指定や避難路の整備を図ります。
- 地震による建物倒壊を防ぐため、建物の耐震化を促進します。

◆町民・事業者等としてできること

- 避難行動要支援者避難支援プランに基づく個別支援計画の作成に協力します。
- 防災情報配信システムに積極的に加入します。
- 事業者は、津波避難ビルの指定に協力します。
- 非常持ち出し品の準備に努めます。
- 住宅やアパートなどの耐震診断及び耐震改修工事に努めます。

②防災意識の啓発

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎定期的な津波避難訓練の実施【総務課】

毎年5月に津波避難訓練を実施していたが、令和元年度は総合防災訓練を開催し、自衛隊、東児湯消防組合、消防団が合同で車両救出訓練を行ったほか、自衛隊による炊き出し訓練や、医師によるトリアージ訓練、災害協定を締結している道路啓開訓練等を実施し充実した訓練を実施した。

◎教育機関合同避難訓練の実施【教育総務課・総務課】

校舎屋上避難広場の整備が完了し、津波避難ビルとして指定されたことを受けて、平成27年度から各学校単位での訓練とは別に、小・中学校周辺の保育園や幼稚園等と連携した津波避難訓練を実施した。

◎県民一斉防災行動訓練「みやざきシェイクアウト」への参加【総務課】

地震の際の安全確保行動「まず低く、頭を守り、動かない」を身につける機会として平成27年度から県民一斉防災行動訓練「みやざきシェイクアウト」へ参加した。

◎津波ハザードマップ、洪水ハザードマップの作成・配布【総務課】

L2クラス(発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラス)の津波については、住民の生命を守ることを最優先とし、ハザードマップの整備など、避難を中心とするソフト対策を実施することとされているが、それを講じるための基礎資料として平成25年に作成した津波ハザードマップを修正増刷した。併せて、小丸川の氾濫を想定した洪水ハザードマップも修正増刷し、新たに平成17年台風14号で浸水した地域を地図面に示した。

▼津波避難訓練の充実【総務課】

特定避難困難地域である蚊口地区については、地域の住民、消防団、防災士が一緒になって、毎年避難訓練を実施している。同じく特定避難困難地域である樋渡地区についても、津波避難タワーが設置されたことを機会に、公民館規約に防災の事項を追加する等、防災意識の高揚が図られてきている。今後も、定期的に津波避難訓練を実施し、更なる防災意識の高揚を図る必要がある。

▼洪水ハザードマップの見直し【総務課】

小丸川の氾濫を想定した洪水ハザードマップの修正増刷を行った、新たに平成17年台風14号で浸水した地域を地図面に示した。今後も随時見直しを行う必要がある。

▼防災に特化した広報誌の発行【総務課】※再掲

定期的に防災に特化した広報誌を発行し、町が行っている防災対策事業や防災に関する正しい知識などを周知することにより、更なる防災意識の高揚を図る必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 津波避難訓練や総合防災訓練を定期的実施し、初動体制や情報伝達体制などの確立を図るとともに、町民の防災意識の高揚に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 津波避難等の防災訓練に積極的に参加します。
- 各種ハザードマップを見えるところに掲示し、防災意識を高めます。

③自主防災組織の充実

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎防災士の養成【総務課】

地域における防災リーダーとしても活躍が期待される防災士を育成するために、防災士養成研修の際に必要な経費の補助を実施した。令和2年4月1日現在における町内在住の防災士数は144人となった。

◎自主防災組織の育成【総務課】

自主防災組織の育成及び活性化促進のため、防災資機材整備に要する経費を補助した。令和2年4月1日現在における自主防災組織の結成数は23地区となった。

◎防災出前講座の開催【総務課】

町民の防災意識の向上を図ることを目的として、地震・津波に関する正しい知識の普及を中心とする出前講座を実施した。

▼防災士資格取得後のフォローアップ・自主防災組織との連携【総務課】

防災士の資格を取得しても、具体的な活動を行うまでには至っていないケースが多く、地区・自主防災組織といかに連携していくかが課題である。

今後は、引き続き、地区によってばらつきがみられる防災士の数（資格取得者数）を増加させるとともに、質を高めていくことが重要である。

▼自主防災組織の育成支援【総務課】

本町が行っている自主防災組織への支援事業は、自主防災組織の防災資機材整備事業を実施し、地区が必要とする防災資機材の充実を図っている。防災資機材を活用した訓練も実施してきており、地域の防災意識の向上が見られるようになった。今後も自主防災組織の育成支援を続け自主防災組織の質を高めていく必要がある。

▼防災に関する出前講座の充実【総務課】

定期的な異動がある町職員による講座を継続していくことは難しいと考える。防災士ネットワークでも講座を実施していることから、高鍋地区の防災士を活用した出前講座を実施する必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

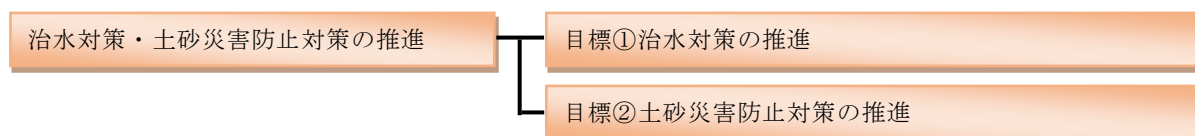
- 地域の防災リーダーとしての役割が期待される防災士の養成を図るとともに、自主防災組織の育成・強化に努めます。
- 防災に関する出前講座や研修などを通して、地域における自主防災意識の啓発を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 地域の防災リーダーとなるため、防災士の資格取得に努めます。
- 地域にあった防災訓練や研修会の定期的な実施に努めます。
- 災害発生時における高齢者や障がい者（児）等の支援に協力します。
- 情報伝達体制の整備に努めます。

(3) 治水対策・土砂災害防止対策の推進

【施策の体系】



①治水対策の推進

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎老朽化した「ため池」の適正な維持管理【農業政策課】

使用中のため池の耐震診断を実施し、平成30年度から診断で問題のあったため池について、県営事業で工事を実施している。また、災害時の避難のためのため池ハザードマップを作成し、防災力の向上を図った。

◎高鍋防災ダムの適正な維持管理【農業政策課】

高鍋防災ダムの機能を維持するため、平成30年度から通信機器の更新を県営事業で行った。

◎宮越樋管ポンプ設置【建設管理課】

令和元年8月に宮越樋管排水ポンプ整備の早期実現を目指すため、地元住民で宮越排水機場整備促進期成同盟会を発足した。その後、国、県、町が連携し宮越樋管内水対策について協議を重ね、令和2年3月に国土交通省直轄事業で宮越樋管排水ポンプ増強整備を実施した。

◎小丸川水系の治水対策【建設管理課】

洪水による事前防災対策として、小丸川水系の河道掘削、水位計・監視カメラの設置が国土交通省、宮崎県により実施された。

◎都市下水路の管理【上下水道課】 ※再掲

都市下水路を適切に管理し定期的に浚渫を行うことで、排水断面を確保することができ雨水排水対策が図られた。

▼老朽化した「ため池」の診断・整備【農業政策課】

令和元年度に使用中 4 箇所、未使用 4 箇所の計 8 箇所のため池を防災重点ため池に指定した。今後は、使用中のため池については補強、未使用のため池については廃止を含めた整備を検討していく必要がある。

▼宮越地区における内水対策【建設管理課】

宮越樋管排水ポンプ整備に併せ、他地区への流出抑制策としての道路嵩上げ工事、家屋建築に係る土地利用規制の制定などの対策も必要となってくる。

また、宮越川に流れ込む上流側の排水整備も順次実施する必要がある。

▼都市下水路の整備【上下水道課】 ※再掲

勾配の緩いところやカーブになっているところは、土砂が堆積しやすいため、浚渫と併せて排水路としての機能が発揮できるように整備していく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 宮越地区の内水対策での道路嵩上げ工事、土地利用規制に関する条例等の整備を国が行う宮越排水ポンプ整備に併せ進めていきます。
- 主要河川及び小河川の護岸改修や浚渫、水路の整備について国・県との連携により早期の整備に努めます。
- 都市下水路の定期的な浚渫を行い、排水断面の確保に努めます。
- 老朽化した「ため池」の適正な維持管理と整備に努めます。
- 高鍋防災ダムの適正な維持管理に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 行政と一体となって事業推進に努めます。

②土砂災害防止対策の推進

【第 6 次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎土砂災害避難訓練の定期的な開催【総務課・建設管理課】

宮崎県砂防協会及び高鍋土木事務所と連携し、地区内に土砂災害危険箇所が存在する自治公民館を対象に年 1 回土砂災害避難訓練を実施し、土砂災害に関する啓発を行った。

◎急傾斜地崩壊対策事業の実施【建設管理課】

平成 29 年度に町施工による松本地区急傾斜地崩壊対策事業が完成した。また、脇地区急傾斜地崩壊対策事業を県と町で施工し、順次整備を実施している。

◎土砂災害ハザードマップの作成【総務課】

県の調査結果をもとに、洪水ハザードマップに土砂災害の危険性のある区域を表示した、洪水・土砂災害ハザードマップを作成し公表した。

▼土砂災害警戒区域内の世帯に対する防災行政無線戸別受信機の配備【総務課】

土砂災害警戒情報に基づく迅速な避難勧告の発令が義務付けられていることから、土砂災害警戒区域にある世帯への戸別受信機の配備を推進する必要がある。

▼土砂災害危険箇所対策の推進【建設管理課】

土砂災害危険箇所については、現在施工地区以外の事業着手に向け、県施工による事業実施要望に合わせて、町施工分に対する県単独補助の活用ができるように要望を行っていく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

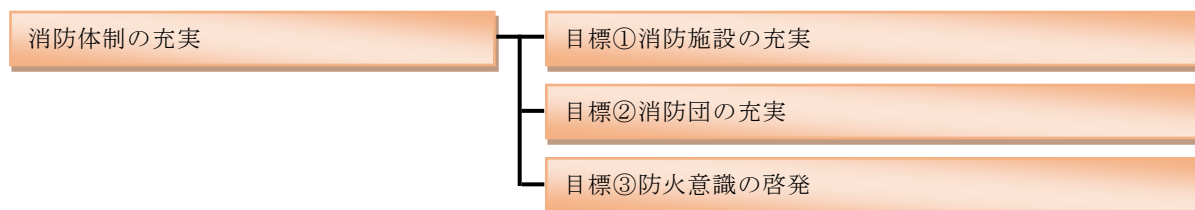
- 土石流災害防止・急傾斜地崩壊対策とともに、今後の調査、パトロールを通して判明した危険箇所については、県施行による事業実施の要望を行うとともに、町施行分については県補助が活用できるよう要望を行っていきます。
- 土砂災害ハザードマップを作成し、町民の防災意識の高揚に努めます。
- 土砂災害防止訓練を実施し、避難所・避難経路の周知を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 土石流災害防止・急傾斜地崩壊対策事業について理解を深め、事業に協力します。
- 土砂災害ハザードマップを見えるところに掲示し、防災意識を高め、避難所・避難路を確認します。
- 土砂災害防止訓練に積極的に参加します。

(4) 消防体制の充実

【施策の体系】



①消防施設の充実

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎消防施設等の整備【総務課】

消防団第2部・第8部及び第12部の消防小型ポンプ積載車の更新を行い、消防施設の充実を図った。

▼消防施設等の整備【総務課】

消防団各部消防車両及び小型ポンプの計画的な更新、耐震性を備えた防火水槽の整備や、自動車運転免許制度の改正に伴う消防ポンプ自動車の運転可能者の減少対策を講じる必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 消防車両や機材の計画的な整備を図ります。
- 消火栓や防火水槽等の消防水利の整備、点検、修繕に努めます。

②消防団の充実

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎消防技術の向上や組織強化【総務課】

新入団員・部長・消防団幹部など役職やスキルに応じた研修及び訓練を実施するとともに、各種訓練において、無線機を活用した訓練や実践を想定した災害の訓練を実施するなど、訓練カリキュラムの充実による消防団員の技能向上や組織強化を図った。

◎消防団員の安全確保・活動環境の向上【総務課】

地域消防防災活動支援事業等を活用し、消防団各部へ消火活動等に必要な防火衣や消防ホースなどの資機材や装備品の計画的な整備を行い、消防団員の安全確保や活動環境の向上を図った。また、救命胴衣・耐切創性手袋・トランシーバー等災害時にも利用可能な資材を各部へ配備し、消防団活動の充実を図った。

◎消防団活動の啓発【総務課】

高鍋城灯籠まつり等の町内の各種行事において消防団活動のPRを実施し、ポスターやチラシによる消防団員の確保を行った。また、消防始式終了後に消防団員によるパレードを実施し、消防団のPRを行った。

▼消防団員の確保【総務課】

令和2年4月1日時点の団員数は243人であるが、町外勤務者や雇用形態の多様化などの事情により、若者の入団が困難な状況にあり、消防団員の高齢化や団歴の長期化が課題となっている。また、団員数の多い部と少ない部の偏りがあり、少ない部は、団員一人あたりの負担が大きくなっている。

▼装備品等の計画的な整備【総務課】

東児湯消防組合の消防無線はデジタル化されている一方、消防団車両に装備している無線受信機や携帯型無線機の移動系無線はアナログ方式のままとなっているため、防火活動の阻害となる恐れがある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 多様な火災、自然災害に対応できる消防力の増強に努めます。
- 町民や企業等への理解や協力を推進し、消防団員の確保に努めます。
- 消防団活動の環境づくりや啓発活動の充実に努めます。
- 操法大会や定期的な訓練の実施など、消防技術の向上や組織強化に努めます。
- 消防団員の消火活動に必要な防火衣や装備品等の計画的な整備を図り、安全確保、活動環境の向上に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 消防団活動に理解を深め、家族の協力のもと消防団に積極的に入団します。
- 事業者は、消防団への入団や消防団活動に対して積極的に支援します。

③防火意識の啓発

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎火災予防運動の実施【総務課】

春季・秋季に行われる全国火災予防運動に伴い、町内全地域での防火広報を実施することで防火意識を醸成した。

▼地域における火災予防の啓発【総務課】

各地区で実施される防災訓練に、管轄消防団が参加し火災予防の啓発を行っているが、減少傾向とはいえ住宅火災や林野火災が起きている。また、大規模小売店や福祉施設等における消火訓練の実施や防火意識の向上を図るとともに、各世帯においても住宅用火災警報器や防火機器の適切な更新と設置率の向上が課題である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

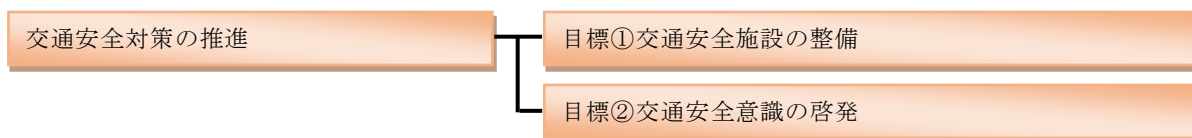
- 火災予防運動を推進し、消防団による広報や情報誌等により防火意識の強化に努めます。
- 地域における研修や消火訓練等を通して、火災予防の啓発に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 地域や家庭における火気取扱に十分注意します。
- 住宅用火災警報器や防火機器の設置に努めます。
- 企業等は、自主的な消火訓練や避難訓練の実施に努めます。

(5) 交通安全対策の推進

【施策の体系】



①交通安全施設の整備

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎交通安全施設の設置・維持補修整備による道路交通環境の改善【総務課】

点検・パトロールや地区からの要望に応じ、歩道や交差点等の危険箇所には交通安全施設（カーブミラー、区画線、ガードレール等）の設置や維持補修、交差点改良等の整備を行い、交通事故防止や道路交通環境の改善を図った。

◎通学路の安全対策【総務課】

通学路を点検し、交差点における「止まれ」表示の補修、注意喚起掲示板・看板の設置を行った。

◎事故発生場所の安全対策【総務課】

事故発生場所において、警察や宮崎県等関係機関と協議し、横断旗の設置を行った。

◎グリーンベルトの設置【建設管理課】

歩道のない通学路において児童・生徒の安全確保のため、運転手が車道と路側帯を視覚的に明瞭に区分できるようにグリーンベルトを設置し、事故防止対策を図った。

◎通学路の危険箇所への対応【建設管理課】

小中学校の通学路合同点検及び未就学児を対象とした緊急安全点検により危険と判断された箇所について、現地を確認し順次対応を行った。

◎生活道路対策エリアの設定【建設管理課】

平成30年8月に高鍋中央地区を生活道路対策エリアとして設定し、その中の全てをゾーン30区域として指定した。また、令和元年7月には正ヶ井手地区を生活道路対策エリアとして設定し、このエリア内においてもゾーン30区域となるよう警察と協議中である。

◎通学路の安全対策【教育総務課】

通学路の安全確保に向けた取り組みを継続的に実施するため、国・県・町、小・中学校、PTA、警察で構成する通学路安全推進会議を設置し、平成26年8月に高鍋町通学路交通安全プログラムを策定した。

3年に1回（平成29年度、令和元年度）合同点検を行い、対策を見直しながら実施している。また、点検結果や対策内容については、関係機関の認識を共有するため、小・中学校ごとに対策一覧表及び「対策箇所」を作成・公表した。

▼交通安全施設の整備【総務課】

車道中央線や路側線、横断歩道等の白線は摩耗が早く、また、カーブミラーやガードレールについては老朽化が進んできているため、年次的、計画的な修繕等が必要である。

▼通学路の危険箇所への対応【建設管理課】

通学路の対策整備を年次的に実施しているが、歩道整備などには多額の費用と時間がかかるため、対策に時間を要する箇所もある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 交差点や歩道など、交通事故の危険性が高い箇所の交通安全施設の整備に努めます。
- 通学路の安全点検を実施し、児童・生徒等の歩行者・自転車の安全対策に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 通学路の点検や交通安全施設の点検等の協力を努めます。

②交通安全意識の啓発

【第6次総合計画前期計画 実績等と課題】 ◎=実績等 ▼=課題

◎交通安全運動の町民全体への展開【総務課】

春・秋の全国交通安全運動期間を中心に、交通指導員や各地区公民館による街頭指導を年間通して実施し、交通安全の確保や、交通マナーに対する意識の高揚を図った。

また、子育て応援フェスティバル・成人式・高鍋城灯籠まつりなどの各種イベントで街頭啓発を行い、若者から高齢者まで、幅広い年代に対して交通安全意識の醸成を図った。

◎学校における交通安全教育の推進【教育総務課】

各学校において、毎年度1学期の交通安全教室、下校指導や自転車通学生指導などの交通安全指導を実施した。また、町総務課・高鍋警察署と連携し、中学校において自転車点検を行い、不良箇所等の改善指導を行った。

▼交通安全意識の啓発【総務課】

交通事故当事者の高齢者の占める割合が近年増加している。交通事故防止のためには、町民挙げて交通安全に対する意識やマナーの向上を図っていく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

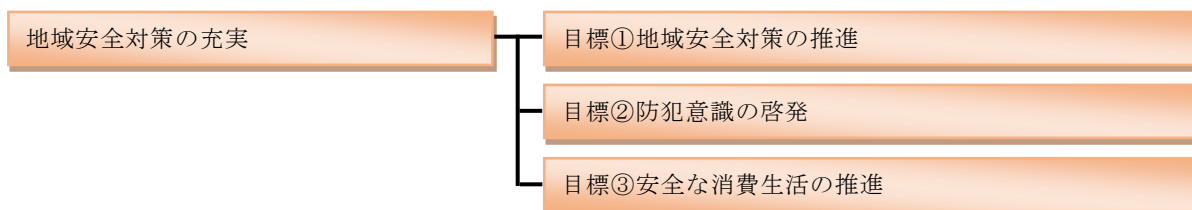
- 学校等における交通安全教育を推進します。
- パトロールや広報、情報誌等を通じて、交通安全意識の啓発に努めます。
- 春・秋の全国交通安全運動をはじめ、各交通安全運動期間における街頭指導に努めます。
- 自転車利用者に対する交通安全教育に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 春・秋の全国交通安全運動をはじめ、各交通安全運動期間における街頭指導への積極的な参加に努めます。
- 交通事故防止のために、交通安全意識の高揚と交通マナーの向上に努めます。
- 自転車利用の交通マナーの向上に努めます。
- 高齢者は制限運転の宣誓を積極的に行い、自動車の安全運転に努めます。

(6) 地域安全対策の充実

【施策の体系】



①地域安全対策の推進

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎防犯灯の新設・補修整備による犯罪抑止・安全確保【総務課】

地区からの要望に応じて、防犯灯を設置するとともに、老朽化した防犯灯の補修を行い、歩行者等の安全確保や犯罪の未然防止を図った。また、年次的・計画的に既設防犯灯のLED化を実施した。

◎青色防犯パトロールの実施等による地域安全活動への支援【総務課】

青色防犯パトロールの実施や街頭啓発を行うとともに、防犯協会や地域安全モデル地区、自治公民館組織など、団体との連携協力・活動支援により犯罪者を寄せ付けないまちづくりを推進することができた。

▼地域安全環境の整備【総務課】

世代間交流や地域のつながりが希薄化する中で、子ども・女性・高齢者が狙われる事案が増えている。犯罪者を寄せ付けない安心安全なまちづくりを推進するためには、地域住民による見守りや監視が効果的であることから、見守りボランティアの育成や組織化が必要である。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- LED防犯灯の設置を推進し、老朽化した防犯灯の更新に努めます。
- 地域の見守りボランティア活動の育成に努めます。
- 青色防犯パトロールの実施を強化します。
- パトロールや広報、情報誌等を通じて、防犯意識の啓発に努めます。
- 全国地域安全運動をはじめ、各種イベントや行事等における街頭啓発に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 地域において、LED防犯灯の設置、維持に協力します。
- 地域の見守り活動に積極的に参加・協力します。
- 鍵かけや二重ロックなど、自らの防犯対策に心掛けます。

②防犯意識の啓発

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎防犯意識の啓発【総務課】

広報誌の配布や情報配信メール等により啓発を実施した。また、子育て応援フェスティバル・成人式・高鍋城灯籠まつりなどの各種イベントでの街頭啓発や、児湯5町対抗鍵かけ合戦により、若者から高齢者まで、幅広い年代に対して防犯への意識づけをすることができた。

▼防犯意識の啓発【総務課】

自転車盗難の発生率が高いため、自転車への鍵かけの啓発を推進していく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 地域や学校等における地域安全教育を推進します。
- パトロールや広報、情報誌等を通じて、防犯意識の啓発に努めます。
- 全国地域安全運動をはじめ、各種イベントや行事等における街頭啓発に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 地域や家庭において、防犯意識の高揚に努めます。
- 地域や家庭において、子どもや高齢者等に対する防犯教育を推進します。

③安全な消費生活の推進

【 第6次総合計画前期計画 実績等と課題 】 ◎=実績等 ▼=課題

◎消費者保護に関する啓発【総務課】

消費者行政強化交付金事業の活用で啓発用品やパンフレットを購入、子育て応援フェスティバル・成人式及び出前講座等で配布し、効果的な消費者教育啓発を展開した。

◎消費者保護の相談体制の整備【総務課】

西都市・新富町・高鍋町・木城町・川南町・都農町・西米良村による西都児湯消費生活相談センターを共同設置し、消費者トラブルへの迅速な対応を行った。

◎無料法律相談の実施【総務課】

消費者行政強化交付金事業を活用した弁護士による無料法律相談会を開催し、消費者トラブルや多重債務等の相談に関して、法律専門家による的確な助言や応答がなされ相談者の救済を図った。

▼消費者トラブルへの啓発【総務課】

近年ではインターネットトラブルに巻き込まれるケースが増加している。消費者トラブルに巻き込まれないための啓発を推進していく必要がある。

【施策（目標）を達成するための役割分担】

◆町が取り組むこと

- 消費生活に関する知識の習得や問題意識を高め、消費者トラブルや被害の未然防止のため、消費生活情報の提供、啓発活動に努めます。
- 地域や学校等における消費者教育を推進します。
- 消費生活の多様な苦情や相談に対応するため、相談体制の充実に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 自ら進んで消費生活の知識を習得するよう努めます。
- 必要な情報を収集し、自己の責任のもと行動することで、消費者トラブルや被害の未然防止に努めます。
- 事業者は、商品や契約内容について適正な表示、説明を行うとともに、消費者の苦情に適切に対応します。